

宮城県子ども・若者支援地域協議会設置要綱（案）

（目的）

第1 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、宮城県子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 子ども・若者の支援に係る相互連携・協力に関すること。
- (3) 子ども・若者の支援に当たる人材の資質の向上及び広報啓発に関すること。
- (4) 市町村並びに地域で相談援助活動に従事する機関及び団体への支援に関すること。
- (5) (1) から (4) に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3 協議会は、別表に掲げる関係機関等で構成する。

- 2 協議会に座長及び副座長を置く。
- 3 座長は環境生活部次長を、副座長は環境生活部共同参画社会推進課長をもって充てる。
- 4 座長は、協議会の事務を総括し、協議会を代表する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（実務担当者部会）

第4 協議会の活動を補助させるため、実務担当者部会を置く。

- 2 実務担当者部会は、別表に掲げる関係機関等の相談援助活動に従事する者で構成する。
- 3 実務担当者部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、環境生活部共同参画社会推進課長をもって充てる。
- 5 部会長は、実務担当者部会の事務を総括し、実務担当者部会を代表する。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、環境生活部共同参画社会推進課長補佐（総括担当）がその職務を代理する。

（会議）

第5 協議会の会議は座長が、実務担当者部会の会議は部会長が、それぞれ必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 座長及び部会長は、それぞれ必要に応じて協議会及び実務担当者部会の会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

（秘密の保持）

第6 協議会及び実務担当者部会の構成員及び会議の出席者は、法第24条に規定する秘密保持義務を負う。

（事務局）

第7 協議会及び実務担当者部会の事務局は、環境生活部共同参画社会推進課に置く。

（その他）

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月●日から施行する。
- 2 子ども・若者支援相談機関連絡協議会設置要綱（平成23年11月15日施行）は、廃止する。

別表

宮城県環境生活部共同参画社会推進課
宮城県保健福祉部子育て支援課
宮城県保健福祉部障害福祉課
宮城県保健福祉部薬務課
宮城県経済商工観光部雇用対策課
宮城県教育庁義務教育課
宮城県教育庁特別支援教育室
宮城県教育庁高校教育課
宮城県教育庁生涯学習課
宮城県警察本部警務部警務課
宮城県警察本部生活安全部少年課
宮城県仙南保健福祉事務所
宮城県仙台保健福祉事務所
宮城県北部保健福祉事務所
宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所
宮城県東部保健福祉事務所
宮城県東部保健福祉事務所登米地域事務所
宮城県気仙沼保健福祉事務所
宮城県子ども総合センター
宮城県中央児童相談所
宮城県北部児童相談所
宮城県東部児童相談所
宮城県東部児童相談所気仙沼支所
宮城県女性相談センター
宮城県精神保健福祉センター

宮城県大河原教育事務所
宮城県仙台教育事務所
宮城県北部教育事務所
宮城県北部教育事務所栗原地域事務所
宮城県東部教育事務所
宮城県東部教育事務所登米地域事務所
宮城県南三陸教育事務所
宮城県総合教育センター
仙台市教育局学校教育部教育相談課
仙台市児童相談所
仙台市精神保健福祉総合センター
仙台北部法務局人権擁護部
仙台弁護士会
法務少年支援センター仙台（仙台少年鑑別所）
仙台保護観察所
東北少年院
青葉女子学園
宮城県青少年補導センター連絡協議会
社会福祉法人仙台いのちの電話
特定非営利活動法人わたげの会
宮城労働局職業安定部職業安定課（各公共職業安定所）
みやぎ若年者就職支援センター
せんだい若者サポートステーション
みやぎ北若者サポートステーション
石巻地域若者サポートステーション
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部宮城障害者職業センター